

第11回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会会議録

- 1 日 時 令和5年1月16日(月)午後1時30分～午後2時15分
- 2 場 所 市役所本庁舎3階 第3会議室
- 3 出席者
委員
佐藤 清彦 中島 紀子 青田 由幸 鈴木 理香
若松 蓉子 林 勝典 渡部 正孝 高田 妙子
大内 保史 細田三起子 佐藤 拓也 森岡 和人
西 チイ子
事務局
市民生活部長 佐々木 忠 市民課長 佐藤 弥生
市民課総合相談担当係長 馬場千津子 主任主査 山田 一栄
- 4 欠席者
委員
唐牛 歩 佐々木 孝 門馬 忠昭 伏見伸一郎
- 5 会議次第
 1. 開会
 2. 委員長挨拶
 3. 会議録署名人の指名
 4. 書記の指名
 5. 報告事項
 - (1) 第10回南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告について
 6. 議事
 - (1) 南相馬市の人権に関する条例の制定について
 - (2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書について
 - (3) その他
 7. 閉会
- 6 提出資料
 - 資料1 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権条例(案)
 - 資料2 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権推進会議規則(案)
 - 資料3 (仮称)南相馬市ともによりそい・はぐくむ人権条例条文解説(案)
 - 資料4 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書(案)

7 会議録

1 開会

2 委員長挨拶

(委員長)

本日は、委員のみなさまには、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。これまで10回にわたり皆様には、大変貴重なご意見等をいただきありがとうございます。3月には最終報告ができるようまとめていきたいと思っておりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

3 会議録署名人の指名

(委員長)

それでは、会議録署名人の指名をいたします。本日の会議録署名人には、渡部正孝委員と大内保史委員を指名いたします。

4 書記の指名

(委員長)

次に、書記の指名について議長より指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、書記に事務局の山田一栄主任主査を指名いたします。

5 報告事項

(委員長)

議事に入る前に前回の報告をお願いします。

(事務局)

第10回委員会の協議内容について報告

(委員長)

ただいまの報告について、ご質問等ありますか。

(「なし」の声)

6 議事

(委員長)

それでは、議事にはいります。(1) 南相馬市の人権に関する条例の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(事務局)

事前配布の資料1、2、3を基に人権条例(案)について、前回の意見等を反映した修正の説明。

事前配布の後、庁内での検討で意見があったことにより修正した内容を本日配布の追加資料2により説明。これによる検討を要することで、予定していたスケジュールでの6月議会提案が難しくなり9月議会での提案スケジュールに変更し、検討委員会については、予定どおり3月で最終とし、その後は、事務局で整理させていただくことで説明。

(委員長)

ただ今の説明について、ご意見等ございますか。

(委員)

本日、追加で提出した資料について、説明させていただきます。

前文について提案したもので、今の案によると避難してきた人や外国人労働者などが入ってきたから差別や人権の問題が出てきたように読み取れてしまうのではと思いますので、そういうことであればいけないかなと思います。この条例を作る根っこはどこにあるのかというと、震災や原発事故によって、津波であったり避難であったりと、いろいろな要因によって差別を経験してきたということなので、そのために南相馬市はこの条例を作らなければならなかったかという想いを入れられないかなという想いでこの案を提出しました。

(委員)

いま委員から説明があったこの案をどういうふう処理するのですか。

(委員長)

事務局

(事務局)

本日いただいたばかりですので、再度検討させていただきたいと思います。

(委員長)

これから庁内でも検討することになるわけで、この提案についても、揉んでいただいて、反映できるところは反映していくことで検討してもらいたいと思います。

それ以外にありますか。

(委員)

5ページの「障がい」についての説明ですが、古い内容になっていて、今は、医療モデルというものから、障がいは本人でなく社会に問題があるという社会モデルに置き換わっていますので、人権条例にふさわしいものに直してもらいたと思います。

(委員長)

事務局

(事務局)

確認して適正な文言に訂正いたします。

(委員長)

その他にありますか。

(委員)

検討するのは、名称の南相馬市の並びを後に持っていくかと、前文についてということですね。

(事務局)

はい。そうなります。

(委員長)

庁内での検討で、名称として南相馬市を後ろにつけたほうが読みやすくなるとの意見から今回の事務局からの提案になります。

(委員)

これでよければ名称は、決定ということですね。

(委員長)

今回、追加資料として、名称と前文の修正案が提案されていますが、名称については、皆さんがよろしければ決定したいと思います。

(異議の声なし)

ないようですので、決定とします。
それ以外にあります。

(発言なし)

(委員長)

ないようですので、(2) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書(案)について事務局の説明をお願いします。

(事務局)

資料4により説明。

(委員長)

ただ今の説明について、ご意見等ありますか。

(発言なし)

(委員長)

なければ案のとおり進めていきたいと思います。
次に(3) その他になります。事務局よりありますか。

(事務局)

次回の開催を2月8日(水)としたいと思います。

(委員長)

それでは、次回は2月8日に開催いたしますがよろしいですか。

(「異議なし」の声)

異議ないようですので決定いたします。

その他、みなさまから何かありますか。

(委員)

条例ができてからの取組みの評価を市民に見えるかたちとなる仕組みをどう作っていくかだともおもいますが、担当している課だけでなく全庁的な取組みに発展すると思いますので、あらかじめ、その仕組みがあるといいのかなと思います。いずれできる推進会議の役割の中に盛り込むのも方法かなと考えます。あと、条例にもある福祉教育で、条例ができましたからお願いしますといっても、なかなかできるものではないので、あらかじめ学習ツールとか、開発できるように推進会議のなかの役割としてあってもいいのではないかと思います。せっかくできた、ほかにない良い条例なので市民と市の各部署が連携していけるようなものが最初からあるといいなと思ったので発言させていただきました。回答は、特に必要ないです。

(委員長)

推進会議のなかで取組みの状況を把握するようになると思いますが、推進会議は設置することになっているので、そのなかで進めていくことになると思います。推進会議の案はあったと思いますが、説明できますか。

(事務局)

推進会議規則案に記載されていますが、第2条で所掌事務の第1項に人権施策基本方針に関する事項、第2項に人権啓発、人権教育に関する事項、第3項にその他市長が必要と認める事項とありますので、基本方針のなかでどういったことを進めていくかを決めていくこととなります。これまでの委員の皆様からの意見なども参考にして検討していくことになると考えております。

(委員長)

その他にありませんか。

(委員)

確認ですが、この条例は、総合福祉計画の中でなく、あくまでも単独のものと理解していいのですね。

(事務局)

はい。そのとおりです。

(委員長)

その他ありますか。

(発言なし)

(委員長)

ほかになければ、以上で議事について、すべて終了いたします。委員の皆様には、長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

7 閉会